

□ 三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第3条第2項における許可基準の概要
 ≪包括同意基準≫(寄宿舍、老人ホーム編) (令和2年9月現在)

		誰もが暮らしやすい共生社会の実現に寄与するもの
対象の地区計画		北摂三田フラワータウン地区計画(戸建住宅地区、低層集合住宅地区) 北摂三田ウッディタウン地区計画(戸建住宅地区-I、-II、-III) 北摂三田カルチャータウン地区計画(低層住宅地区-I、-II) 友が丘地区計画(住宅地区-a、-b) つつじが丘地区計画(戸建住宅地区) さくら坂地区計画(戸建住宅地区1、2)
対象の建物用途		・ 寄宿舍 ・ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
許可基準	立地環境	・ 幅員6m以上の道路に接すること。
	騒音対策	・ 環境基本法第16条第1項の規定に基づき環境省が定める、騒音に係る環境基準(平成10年9月30日環告64)を遵守すること。
	道路交通	・ 自動車及び自転車の駐車台数は、周辺への影響や路上駐車防止などを十分に検討し、利用形態に即した必要台数を確保すること。
	住民 コンセンサス	・ 自治会及び周辺住民への説明会等を開催し、許可基準を含め、その他周辺環境への配慮などについて理解を得ていること。
	その他	・ 建築基準法や消防法、兵庫県屋外広告物条例など他法令と十分な調整がされていること。

※ この概要は許可基準を記載しているものであり、各項目の詳細については、必ず窓口にてご相談ください。